

## 経済建設委員会

## ■冬の暮しの安心・安全の確保のために

本委員会は「除雪対策について」担当部局に資料の提出と説明を求め、さらに現地視察と合せて行い調査してきました。

除雪業務も直営から民間委託になって5年目を迎え、作業状況は総体的に良好と思われ、基本的には除雪出動の判断は委託業者が行い、除雪出動基準に従い通学、通勤道路の確保を7時30分までに通行可能にし、9時までの完了を目標としています。

委員会では、現状と課題を中心に調査を行ってきましたが、除雪については業者間の技術格差も見受けられず、除排雪状況は良好との意見が多く評価も高いものでした。むしろ一部市民の過剰なニーズに対して、どう理解協力を得る事が出来るのか、貸し出しをしている除排雪機械の更新問題などの方向性について議論してきました。また担当においても課題整理と解決に

向け、広報、地域懇談会などで協力依頼を行い、市民要望の改善と推進に努めています。多様化する市民ニーズに対して、さらに冬の暮しの安心・安全確保に向け除雪体制の一層の充実を図る事を期待し3点の付帯意見を付け結審と致しました。



除雪作業風景

## 付帯意見（要約）

- ①委託業者との連携と指導を密にして体制の強化を図りたい。
- ②作業がスムーズに行えるための市民協力を得られる様、地域、行政、業者を含めた除雪システムの構築を検討されたい。
- ③市所有の除排雪機械は業者負担とするのではなく、国の補助等を十分活用し、逐次更新計画を立て管理すべきである。

## 議会改革特別委員会

## ■議会の自己改革と情報公開

国の地方分権推進委員会の議論では、自発的な自治体改革の試みを更に加速させるために、「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」に向けた地方議会制度改革など、制度に関する選択の余地を拡大する地方自治法の見直しを求めるとしております。

しかし、政府は大枠を定めるだけで、地方が自分達に最もふさわしいかたちを自由につくれるようにする方向で検討が進んでおり、具体的な改革の中身はそれぞれの地方議会に委ねられることとなります。

議会は、公開の場での審議を通じて利害の調整をする「討論と審議の機能」と住民の多様な意見を反映させる「住民の意見を反映させる機能」を有するなど、独自の機能を持っており、しかし、その機能が十分に発揮されていないという批判も多く、加えて自治体財政の悪化

に伴ない税金の用途が厳しく問われ、政策の意思決定経過を見えるようにすべきだという声も強く、議会の一層の情報公開と自己改革が求められています。

本委員会では、平成19年第2回臨時会において設置されて以来、地方分権時代に対応した議会のあるべき姿を目指し、延べ24回の委員会を開催し、協議を重ねて参りました。具体化された事項は次の通りです。

- ①議会開催告知ポスターの掲示。
- ②議会ホームページの開設。
- ③議会広報の読みやすい紙面づくり。
- ④ラジオによる議会情報の提供。
- ⑤反問権の取り扱いの整理。
- ⑥議員報酬の削減。  
(年報酬総額の10%相当額)

## ■今後の課題整理に向けて

①反問権の導入にあたっては、どういふものを反問権と規定するのか、反論とどう違うのかなど、共通の認識が明確に得られるように意思疎通を図っておく必要がある、議員も十分な事前